

公益財団法人大学基準協会

評価手数料等に関する規程

平18. 6. 28決定	平24. 3. 9改定	令元. 9. 27改定
平19. 9. 11改定	平25. 7. 30改定	令2. 1. 28改定
平19. 11. 16改定	平27. 3. 20改定	令3. 1. 27改定
平20. 3. 11改定	平27. 5. 19改定	令3. 9. 22改定
平20. 4. 24改定	平27. 10. 22改定	
平21. 9. 15改定	平28. 5. 23改定	
平22. 3. 12改定	平28. 9. 14改定	
平22. 5. 21改定	平29. 1. 27改定	
平22. 11. 19改定	平30. 9. 7改定	
平23. 11. 18改定	平31. 1. 31改定	

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価に関する手数料等について定める。

(認証評価に関する手数料)

第2条 認証評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表1の通りとする。ただし、大学又は短期大学にあって、次の各号に該当する場合は、手数料の算出基礎としない。

- 一 申請前年度に学生募集を停止している学部若しくは研究科又は学科
 - 二 二部（夜間）又は通信教育の課程が同一分野の昼間の学部若しくは研究科又は学科に併設されている場合
- 2 再評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表2の通りとする。ただし、再評価分科会を設置せずに再評価を実施する場合は、手数料を徴収しない。
- 3 追評価に係る手数料は、評価の種別及び評価の内容に応じて別表3の通りとする。ただし、追評価分科会を設置せずに追評価を実施する場合は、手数料を徴収しない。

(分野別評価に関する手数料)

第3条 分野別評価に係る手数料は、別表4の通りとする。

(共同認証評価に関する手数料)

第4条 共同認証評価に係る手数料は、別表5の通りとする。

(非正会員の大学又は短期大学の評価手数料)

第5条 正会員でない大学又は短期大学が、第2条第1項の評価を受ける際の手数は、第2条第1項に規定する額に、当該大学又は短期大学が正会員になった場合の正会員費の5倍に相当する額を加算した額とする。

(異議申立に要する経費)

第6条 異議申立審査において、意見聴取、実地検証その他の措置を講じた場合、これに要した経費を実費で請求するものとする。

(納入期日)

第7条 手数料等は、指定された期日までに納入しなければならない。

(返還)

第8条 納入された手数料等は、特段の事由のない限り、返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 30 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 19 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 22 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 23 日）

この規程は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 14 日）

削除

附 則（平成 29 年 1 月 27 日）

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 7 日）

この規程は、平成 30 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 31 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月28日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表4の1は令和6年4月1日からの適用とし、別表4の2は令和6年3月31日までの適用とする。

附 則（令和3年9月22日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表4の1は令和6年4月1日からの適用とし、別表4の2は令和6年3月31日までの適用とする。

別表 1：認証評価に係る手数料（第 2 条第 1 項関係）

種 別		金 額
機関別認証評価	大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学部の数に 350,000 円を乗じた金額 三 申請前年度に設置している研究科の数に 350,000 円を乗じた金額
	短期大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学科の数に 200,000 円を乗じた金額
専門職大学院認証評価		1 専攻あたり 3,500,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表 2：再評価に係る手数料（第 2 条第 2 項関係）

種 別		金 額
機関別認証評価	大学	1 大学あたり 1,000,000 円に消費税を加えた金額とする。
	短期大学	1 短期大学あたり 1,000,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表 3：追評価に係る手数料（第 2 条第 3 項関係）

種 別		金 額
機関別認証評価	大学	1 大学あたり 700,000 円から 1,000,000 円までの金額に消費税を加えた金額とする。
	短期大学	1 短期大学あたり 700,000 円から 1,000,000 円までの金額に消費税を加えた金額とする。
専門職大学院認証評価・分野別評価		1 専攻あたり 700,000 円から 1,000,000 円までの金額に消費税を加えた金額とする。

別表4の1：分野別評価に係る手数料（第3条関係）※令和6年度より適用

種 別	金 額	
分野別評価	1つの大学により設置された課程	2,200,000 円に消費税を加えた金額とする。
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、1,300,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表4の2：分野別評価に係る手数料（第3条関係）※令和5年度まで適用

種 別	金 額	
分野別評価 (獣医学教育評価)	1つの大学により設置された課程	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 正 会 員：2,500,000 円 二 非正会員：3,000,000 円
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 正 会 員：1,500,000 円 二 非正会員：2,000,000 円
分野別評価 (獣医学教育評価以外)	1つの大学により設置された課程	2,200,000 円に消費税を加えた金額とする。
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、1,300,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表5：共同認証評価に係る手数料（第4条関係）

種 別	金 額
共同認証評価	1 大学あたり 3,000,000 円に消費税を加えた金額とする。